

Ⅸ. 全国社会就労センター協議会 協力企業・団体・官公庁等感謝規程

第一章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会就労センターの仕事の確保、障害者の一般就労移行の推進に寄与し、その功績が顕著な企業・団体・官公庁等に対し、本会会長（以下「会長」という）が感謝の意を表わすために定める。

(感謝の種類)

第2条 感謝の種類は次の各号に定めるものとする。

- (1) 協力企業・団体・官公庁等感謝
- (2) 協力企業・団体・官公庁等特別感謝

(感謝の方法)

第3条 この感謝は毎年実施し、全国社会就労センター長研修会の開会式において感謝状を贈り感謝の意を表わす。

(審 査)

第4条 本会総務・財政・広報委員会において審査し、常任協議員会で決定する。

2. 同一の企業・団体・官公庁等を対象として、同一の理由をもって同一の種類の感謝は行わないものとする。

第二章 協力企業・団体等感謝

(感謝の対象)

第5条 次の(1)～(2)のうちいずれかの条件を満たす企業・団体・官公庁等を対象とする。

- (1) 感謝を行う年度の直前の5年度において、本会会員である1つの社会就労センターに対する発注額の年額が継続して500万円（下請等の加工賃の場合は300万円）以上であること。
- (2) 感謝を行う前年度までに、本会会員である1つの社会就労センターの支援を受けた障害者1人以上を5年以上継続して雇用していること。また、その期間法定雇用率を継続して順守していること。ただし、同法人内の雇用は含まない。

第三章 協力企業・団体等特別感謝

(特別感謝の対象)

第6条 次の(1)～(2)のうちいずれかの条件を満たす企業・団体・官公庁を対象とする。

- (1) 次のすべての条件を満たす企業・団体・官公庁等

- ① 第5条（1）の感謝を受けていること。
 - ② ①を受けてから5年以上経過していること。
 - ③ 本会会員である1つの社会就労センターに10年以上継続して、年額500万円（下請等の加工賃の場合は300万円）以上発注していること。
- (2) 次のすべての条件を満たす企業・団体・官公庁等
- ① 第5条（2）の感謝を受けていること。
 - ② ①を受けてから5年以上経過していること。
 - ③ 本会会員就労センターの就労支援を受けた1人の障害者を10年以上継続して雇用していること。
 - ④ 上記③の期間について継続して法定雇用率を順守していること。

第四章 推 薦

(推 薦)

第7条 本会会員である社会就労センター長および中間支援組織（ブロック・都道府県セルフ協、都道府県セルフセンター、共同受注窓口、およびこれに類するもの）の代表者は、第2条の各号に定める感謝について、1年度にそれぞれ1つ以内の企業・団体・官公庁を本会会長に推薦することができる。

但し、中間支援組織（ブロック・都道府県セルフ協、都道府県セルフセンター、共同受注窓口、およびこれに類するもの）の代表者は、第5条（1）、第6条（1）における対象のみを推薦することができる。

附 則

1. 平成24年4月1日以前に全国社会就労センター協力企業表彰を受けた企業・団体・官公庁については、第5条（1）の感謝を受けたものとみなす。
2. この規程は、平成元年4月27日から施行する。
3. 本表彰は平成元年度より実施する。
4. 平成7年6月21日一部改正
5. 平成15年2月26日一部改正
6. 平成24年5月16日全面改定・施行
7. 平成26年2月28日一部改正・施行
8. 平成29年5月16日一部改正・施行。第7条に定める中間支援組織（ブロック・都道府県セルフ協、都道府県セルフセンター、共同受注窓口、およびこれに類するもの）の代表者からの推薦については、第4条に基づく審査においてその実情を踏まえて対象を決定するものとする。
9. 平成31年2月28日一部改正・施行